

一般社団法人茨木カンツリー倶楽部
青少年国際交流助成事業運営細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成事業基金規程の運用から生じる収益等の資金による青少年国際交流助成事業の実施について必要な事項を定めます。

(助成の対象)

第2条 助成金の支給を受けることができる者(団体)は、次の各号のいずれかに該当する青少年(満24歳以下)又は青少年団体とし、且つ受給対象者本人またはその属する団体が、茨木市国際親善都市協会会員である場合とします。

- (1) 茨木市国際親善都市協会(以下「協会」という。)が主催する事業であるスポーツ・文化交流に参加する者(団体)
- (2) 茨木市の社会教育関係団体または学習・文化・スポーツに関する活動を行う団体(営利・政治・宗教活動を行う団体を除く)に所属する者(団体)で、その活動目的に基づいてスポーツ・文化交流に参加する者(団体)
- (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により茨木市に登録されている者で、日本を代表して国際アマチュアスポーツ競技会等に出場する者
- (4) 国内外の都市相互間における市民文化の向上に寄与したと認められる事業に参加する者(団体)

2 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、基金運用委員会(以下「委員会」という。)が別に定めることができることとします。

3 ただし、前各項の規定にかかわらず、公共団体、所属団体若しくは所属企業等から必要経費の全部又は一部を支給される者(団体)は、助成金等の支給を受けることができません。

4 助成金の支給を受けることができるのは、1人(団体)につき1年度内に1回までとします。ただし、協会が主催する事業及び姉妹友好都市へ訪問する事業に参加する場合は、この限りではありません。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内で会長が別に定めます。

(申 請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(団体)は、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金交付申請書(様式第1号)を、出発日もしくは実施日の60日前までに会長に提出しなければなりません。ただし申請書を遅延した者(団体)については、理由書の提出により申請ができることとします。

(諮 問)

第5条 前項の規定により助成金の交付申請があったときは、委員会に諮問すること

とします。

(助成金の受給可否の決定)

第6条 助成金の受給の可否は、委員会の答申を受け、会長が決定します。

- 2 助成金の交付を決定したときは、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を受給者に通知し、助成金を交付するものとします。
- 3 助成金の不交付を決定したときは、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知します。

(変更又は中止の申請)

第7条 助成金の交付を申請した者は、助成金の交付決定通知後において、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金交付変更・中止承認申請書(様式第4号)を提出して会長の承認を受けなければなりません。

- 2 前項の規定による変更・中止承認申請があった場合、会長は決定の内容を変更し、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金変更・中止承認通知書(様式第5号)により申請者に通知します。

(助成金の取消し)

第8条 会長は、助成を受ける者(団体)又は助成を受けた者(団体)が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の支給決定を取り消すことができます。

- (1) 第2条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 交流事業に参加できなくなったとき。
- (3) その他会長が助成金の交付決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

- 2 前項の規定により助成金の支給を取り消したときは、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成金取消決定通知書(様式第6号)により、その旨を受給者に通知します。

- 3 助成金交付決定の取消しを受けた者で、既に受給している者(団体)は、直ちに交付された助成金の全額を返還しなければなりません。

(助成金の返還)

第9条 会長は、虚偽の申請等により不正に助成金を受給した者(団体)がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができます。

(委 任)

第10条 この細則の施行について必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この細則は、平成6年(1994年)5月14日から施行します。

附 則

この細則は、平成9年（1997年）5月10日から施行し、平成9年（1997年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成10年（1998年）5月9日から施行し、平成10年（1998年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成15年（2003年）6月20日から施行し、平成15年（2003年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成20年（2008年）5月10日から施行し、平成20年（2008年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成24年（2012年）5月12日から施行し、平成24年（2012年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成26年5月10日から適用します。

附 則

この細則は、平成27年（2015年）5月9日から施行し、平成27年（2015年）4月1日から適用します。

附 則

この細則は、平成30年（2018年）5月12日から施行し、平成30年（2018年）4月1日から適用します。